

クリーニング所のてびき

足立保健所 生活衛生課 生活衛生係

〒120-0011 足立区中央本町1-5-3

電話 03-3880-5374

FAX 03-3880-6998

クリーニング所の種別

一般	ドライまたはランドリーにより製品の洗濯、乾燥、仕上げなどを行う店舗が該当します。仕上げのみの店舗も該当します。
取次所	洗濯物の受取及び引渡しだけを行う店舗です。
リネンサプライ	貸しおしぼり・貸しおむつ・貸しタオル等、製品の貸与・回収・洗濯のサイクルを繰り返す営業形態の店舗が該当します。
消毒を要する洗濯物を取り扱うクリーニング所	① 伝染性疾病にかかっている人が使用したもの ② 伝染性疾病にかかっている人に接した人が使用したもので、病原体による汚染のおそれがあるもの ③ おむつやパンツ等 ④手ぬぐいやタオル等 ⑤ 病院等において療養のために使用された寝具等 上記①～⑤を扱っているクリーニング所が該当します。
(無店舗取次店)	クリーニング所を開設しない洗濯物の受取及び引渡しをする営業形態が該当します。クリーニング所には該当しませんが、保健所への届出が必要です。

クリーニング所（一般）のてびき

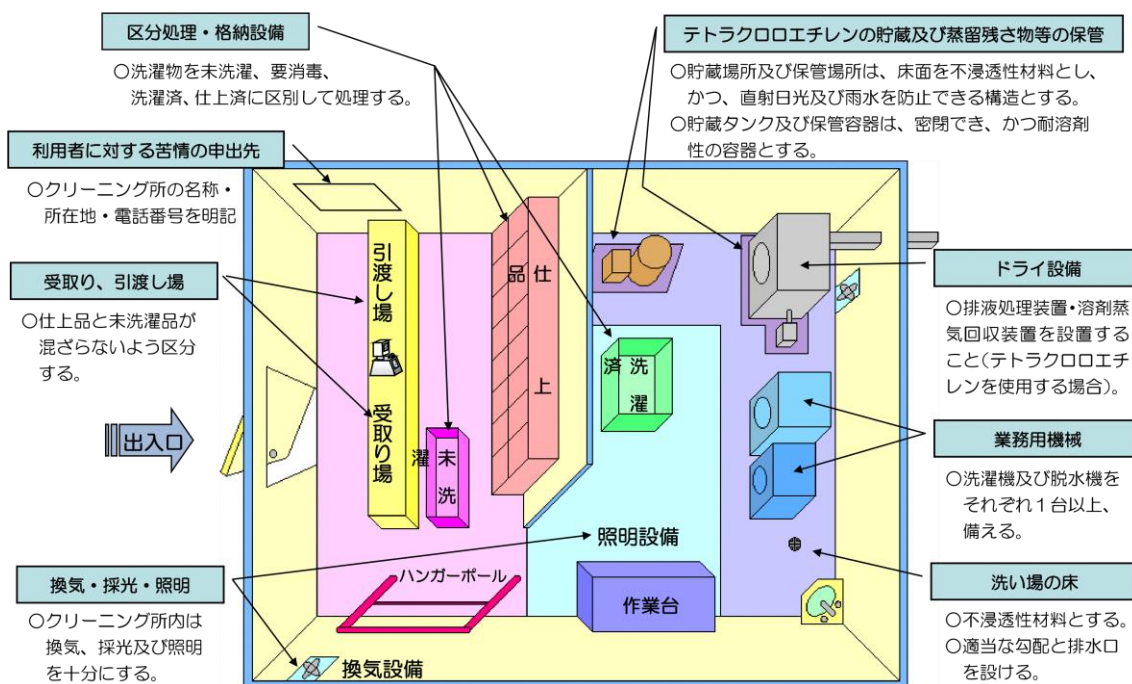
□クリーニング所の開設までの手続き

事前相談	書類の提出	施設の検査	開店
構造設備その他について、図面などを持参してご相談ください	開店予定 10～15 日前を目安に、申請をしてください	施設が完成し、開店できる状態になったら保健所の職員が検査に伺います	保健所の検査に合格してから営業できます。確認済書が交付されます

□クリーニング所の各種届出の手続き

開設届	クリーニング業法第5条第1項、第5条の2／規則第1条の3第1項
1. 新規開設 2. 名義変更 (A⇔B, 個人⇔法人) 3. 移転(仮店舗を含む) 4. 大規模な構造設備の変更 例：50%以上の改築、 100%以上の増築など 5. 建て替え等	①開設届(施設の平面図、付近の地図、構造設備の概要、従業員名簿などの項目あり) ②営業者(管理人を置いた場合は管理人も含む) ・個人の場合は、氏名、住所、本籍、生年月日 ・法人の場合は、名称、住所、代表者氏名、登記事項証明書(6ヶ月以内のもの) ③クリーニング師がいる場合はクリーニング師氏名、住所、本籍、免許証(本証提示) ④他のクリーニング所を開設している時は、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類 ⑤手数料 24,000 円 ⑥苦情の申し出先が分かる書面(預り証・領収書など) 【指導】
変更届	クリーニング業法第5条第3項／規則第1条の3第3項
1. 施設名の変更	①変更届
2. 法人名、代表者の変更	①変更届
3. 開設者の住所等の変更	②開設者が法人の場合は登記事項証明書(6ヶ月以内のもの)
4. 小規模な構造設備の変更 例：50%未満の変更	①変更届 ②施設の構造設備の概要図
廃止届	クリーニング業法第5条第3項／規則第1条の3第3項
1. 完全廃業	①廃止届
2. 名義を変えたとき	②確認書
3. 大規模な構造設備の変更	
承継届	クリーニング業法第5条の3／規則第2条の2・3・4・5
1. 事業譲渡による開設者地位承継	①開設者地位承継届 ②営業の譲渡が行われたことを証する書類 ③他のクリーニング所を開設している時は、その名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類 ④法人の場合は、登記事項証明書(6ヶ月以内のもの)
2. 相続による開設者地位承継	①開設者地位承継届 ②戸籍謄本(開設者の除籍謄本及び相続人が全員記載されているもの) ③相続人が2人以上の場合は、営業者の地位承継についてその全員の同意書または法定相続人情報一覧の写し 相続人の範囲：配偶者、子(直系尊属の兄弟・姉妹)
3. 法人の合併・分割による開設者地位承継	①開設者地位承継届 ②合併(分割)後に存続する法人、または合併(分割)により設立された法人の登記事項証明書

クリーニング所(一般)の平面図(例)



クリーニング所(一般)の構造設備基準

受渡場所	①相互に汚染の可能性のある営業施設(食品販売等)内に取次所を設けるときは、境界に壁・板等により障壁を設けること(条2-1-6) また、洗濯物と食品を同一人が取り扱う場合は、手指の消毒その他清潔に保つようにすること。(指導)
換気・採光・照明	①クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にとること。(条2-1-1)
格納設備	①格納設備は、未洗濯、洗濯済み、仕上げ済みと明確に区分し適当数備えること。(運搬に使用する容器の区分も同じ) (条3-3-2・条2-1-2) ②消毒を要するものを取り扱う場合は、他の洗濯物と区別して処理するための容器を備えること。(条3-3-5、条2-1-5)
洗い場	①洗い場の床は、コンクリート、タイル等の不浸透性材料とし、適当な勾配と排水口を設けること。(法3-3-4)
業務用機械	①洗濯機及び脱水機(脱水機の機能がある洗濯機の場合は脱水機を備えなくてもよい)。を少なくとも1台備えること。(法3-2)
ドライ設備 テトラクロロエチレンを使用する場合	①溶剤の貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、かつ直射日光及び雨水を防止できる構造とすること。(条2-1-7-ア) ②貯蔵用タンクは、密閉でき、かつ耐溶剤性の容器とすること。 (条2-1-7-イ) ③排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を設置すること。 (条2-1-7-ウエ) ④蒸留残さ物等の保管場所及び保管容器は、不浸透性・耐溶剤性材料で直射日光及び雨水を防止できる密閉式の構造であること。 (条2-1-7-オ) ⑤局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けること。(指導)

□クリーニング所（一般）の主な衛生管理基準

利用者の保護	①洗濯物の受取り及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ利用者に対し、洗濯物の処理方法について説明するように努めること。（法３の２-１） ②洗濯物の受取り及び引渡しをするに際しては、利用者に対し営業者の名称、所在地、電話番号を苦情の申し出先として明示すること。（法３の２-２・規則１の２-１）
洗濯物の取扱	①洗濯物は、未洗濯、洗濯済み、仕上げ済みに区分して処理すること。（受渡し及び運搬についても同じ） （法３-３-２、３・条２-１-２） ②石油系溶剤によるドライクリーニングの洗濯物は、十分な乾燥を行うこと。とくに乾燥しにくい材質や形態の衣類（皮革製品など）は、ドライチェッカー等で確認することが望ましい。（指導） ③霧吹作業には噴霧機を使用すること。（条２-１-４）
消毒を要する洗濯物の取扱	①消毒を要する洗濯物は、他の洗濯物と区別して処理し、洗濯前に消毒すること。洗濯が消毒の効果を有する方法の場合は消毒しなくともよい。（法３-３-５）
施設及び機器の清潔	①洗濯物を処理する場所、業務用車両、業務用機械、器具、格納容器等は常に清潔を保ち、随時消毒をすること。 （法３-３-１・条２-１-３）
換気・採光・照明	①照明器具、換気設備を定期的に清掃し、クリーニング所内の換気、採光、照明を十分にすること。（指導） ②所内のテトラクロロエチレン濃度は 25ppm 以下に保つこと。（指導）
ドライ設備	①溶剤の保管、充填中における漏出等を極力防止すること。（指導） ②ドライ機の保守点検を十分に行い、排液の適正な処理を行うこと（テトラクロロエチレンの場合は排液中のテトラクロロエチレン濃度を 0.1 mg/L 以下とすること）。（指導・作業環境評価基準） ③ドライ機は機械換気設備を作業してから操作すること。（指導） ④洗濯物の処理において、溶材を含む処理液によりササア掛け等の前処理及びしみ抜きは極力行わないこと。（指導） ⑤使用済みの蒸留残さ物、フィルターパウダー、カートリッジフィルター及び活性炭は、専用の密閉容器に入れ保管し、産業廃棄物として適正に処理すること。（指導）
従事者に関すること	①クリーニング所ごとに１人以上のクリーニング師を置くこと。（法４） ②クリーニング師は業務に従事した後、<u>１年以内に研修*</u>を受け、その後３年に１回<u>研修</u>を受けること。（規１０の２） ③クリーニング業務（無店舗取次店を含む）に従事する従業員のうち５人に１人に対し、<u>営業開始から１年以内に講習を受けさせ、その後３年に１回、講習を受けさせること。</u>（規１０の３）

□クリーニング師の研修及び従事者の講習

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター（電話：０３-３４４５-８７５１）が実施しています。通常の研修・講習は、新規と継続（前回受講より３年以内に受講する場合）があり、受講時間は各々４時間、２時間４０分で、受講後レポートを提出します。特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習会を同日開催します。

□クリーニング業の範囲

「クリーニング業」とは、溶剤や洗剤を利用して、衣類その他の繊維製品または皮革製品を原形のまま洗濯すること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返し行うことを含む）を営業とすることをいいます。

「クリーニング所」とは、洗濯物の処理または受取及び引渡しのための営業者の施設をいいます。

コインランドリーについては、クリーニング業には該当ませんが、「足立区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱」により保健所に届出をしてください。

□クリーニング所に関わる他の法律

	ランドリー	石油系溶剤	テトラクロロエチレン	担当部署
環境基本法 ●大気汚染に係る環境基準			0.2 mg/m ³ 以下	東京都環境局 環境改善部 大気保全課 5388-3492
大気汚染防止法 ●指定物質排出施設			該当（処理能力30kg/回以上のもの （密閉式のものを除く）	
東京都環境確保条例	「工場」または「指定作業場」（ランドリー施設の場合）に該当			足立区役所環境部 生活環境保全課 公害規制係 3880-5304
水質汚濁防止法・下水道法 ●排水基準	「特定施設」に該当するものあり		0.1 mg/L 以下	東京都下水道局東部 第二下水道事務所 5680-1268
労働安全衛生法 ●有機溶剤中毒予防規則 ●健康診断		第3種有機溶剤適用	第2種有機溶剤適用	足立労働基準監督署 3882-1190
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		特別管理産業廃棄物		責任者講習会： 東京都生活衛生営業指導センター 3445-8751
消防法 ●危険物の分類		第4類第2または第3石油類		各消防署予防課危険物係
建築基準法	用途地域内の建築物の制限			足立区役所都市建設部建築審査課 3880-5276 (5277)